



四日市市狭あい道路 後退用地整備事業

安全で住みよい
快適なまちをめざして

安全で快適なまちづくりは みなさんのご協力からはじまります

私たちの身近にある生活道路は、日常の通行のみでなく緊急車両などの通行のための利用機能や、通風・採光などの空間機能として環境上からも重要な役割があります。

しかし、重要な役割を果たしている生活道路が狭いために、十分に役割が果たされず生活環境に支障がでている道路が市内の各所にたくさん存在しています。

そこで当市では、建築基準法にも定められた4メートルの道路幅員を確保し、生活環境の向上を図るため「四日市市狭あい道路後退用地整備要綱」を制定しています。

安全で快適なまちづくりを進めるため、ぜひ皆様のご理解とご協力をお願いします。

狭あい道路には、こんな問題が

- 救急車や消防車が入りにくい
- 生活に必要な日照・通風が得られない
- 火災時には、延焼しやすい
- 避難路として危険である
- 歩きにくく、自動車も走りにくい



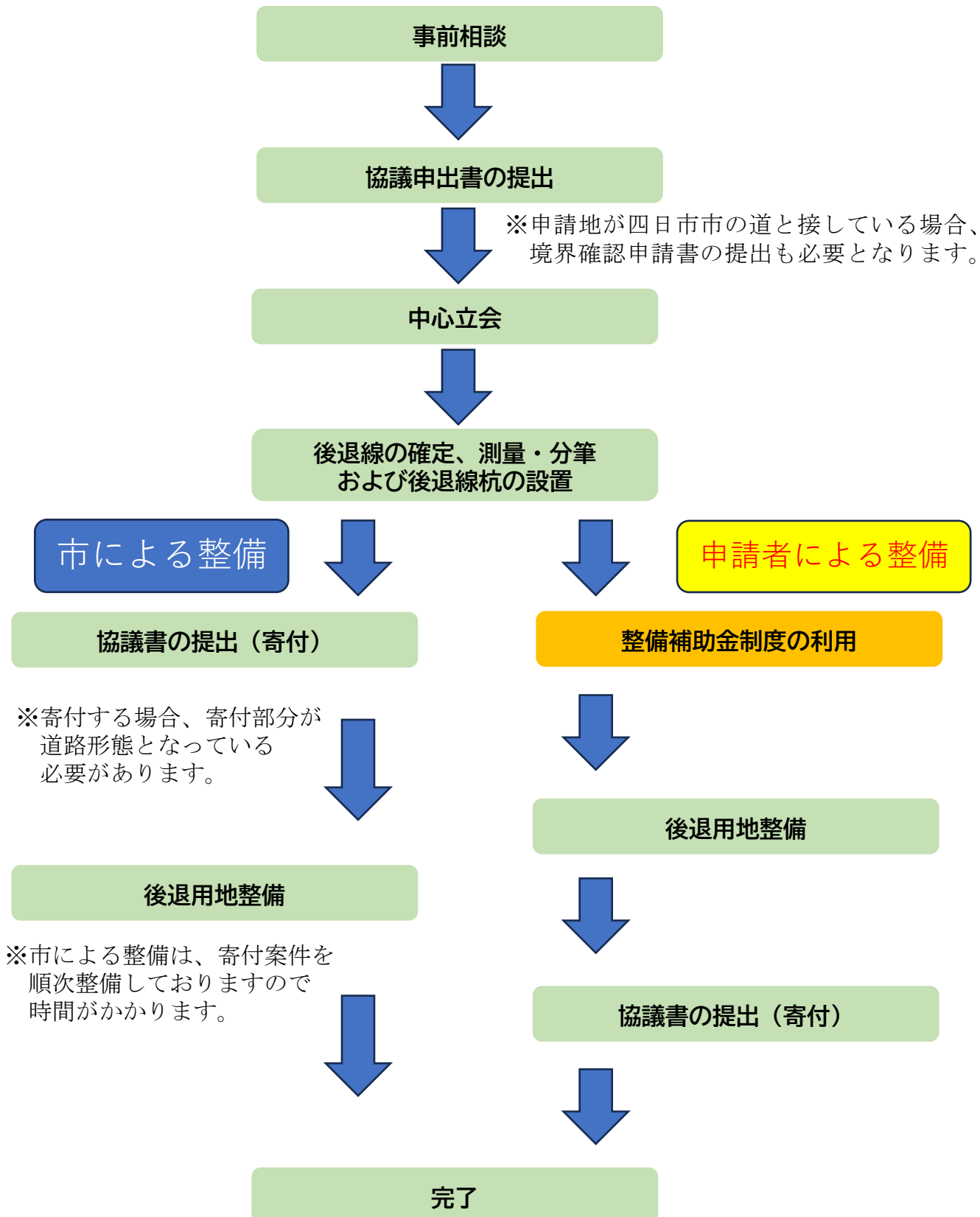
市民のみなさんのお手伝い

この事業は狭あい道路に接した敷地で建物の建て替えや増改築を行う際に、建築主や関係権利者の協力と承諾を得て、建物や門、塀の位置を後退していただき、法令で定められた4メートルの幅員まで道を広げることが目的です。また、平成17年度より駐車場・空き地にも範囲を広げました。

このため、後退部分の用地内にある門や塀などの撤去費用の一部を市が助成し、後退した部分やすみ切り部分について市が舗装等道路整備をします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

狭あい道路後退用地整備事業の流れ



後退用地の取り扱い

		所有権	整備工事	維持管理	非課税処置
①	寄付	市に移転します	舗装などの工事を市が行います	市で維持管理を行います	
②	整備補助金	市に移転します	舗装などの工事を申請者が行います	市で維持管理を行います	
③	自己管理	私有のままです	ありません	自主管理	原則的にはありません

- 注) 寄付については、建築主または土地所有者において後退部分の測量・分筆、除却物の撤去が必要となります。また、寄付部分が道路形態となっている必要があります。
- 注) 後退用地部分の分筆ができない場合、市街地整備課までお問い合わせください。(無償使用)

**後退用地の寄付をする前に活用できる
「狭あい道路整備補助金制度」
もごさいます (P7参照)**

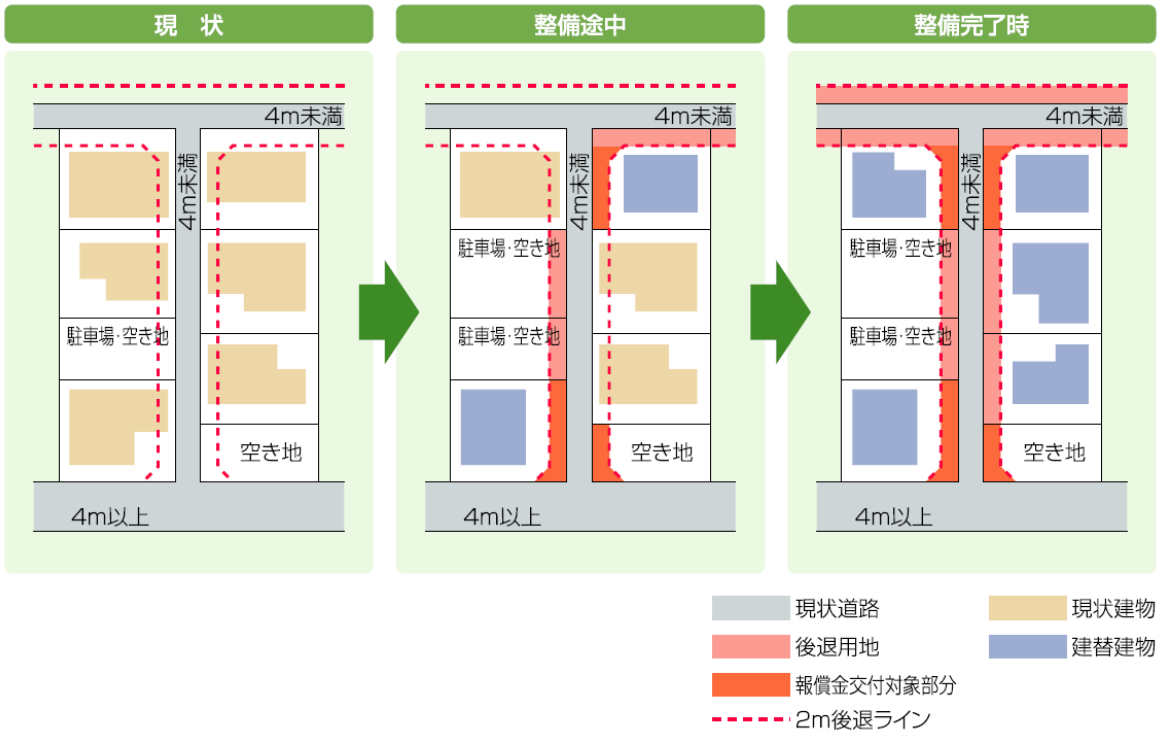
助成制度について

権利の帰属		測量・分筆助成金	除却助成金	報奨金
①	寄付	建築敷地当たり15万円の助成	市の算定によりその一部を助成	二方向以上の道に接する敷地に限り交付
②	整備補助金	建築敷地当たり15万円の助成	市の算定によりその一部を助成	二方向以上の道に接する敷地に限り交付
③	自己管理	ありません	ありません	ありません

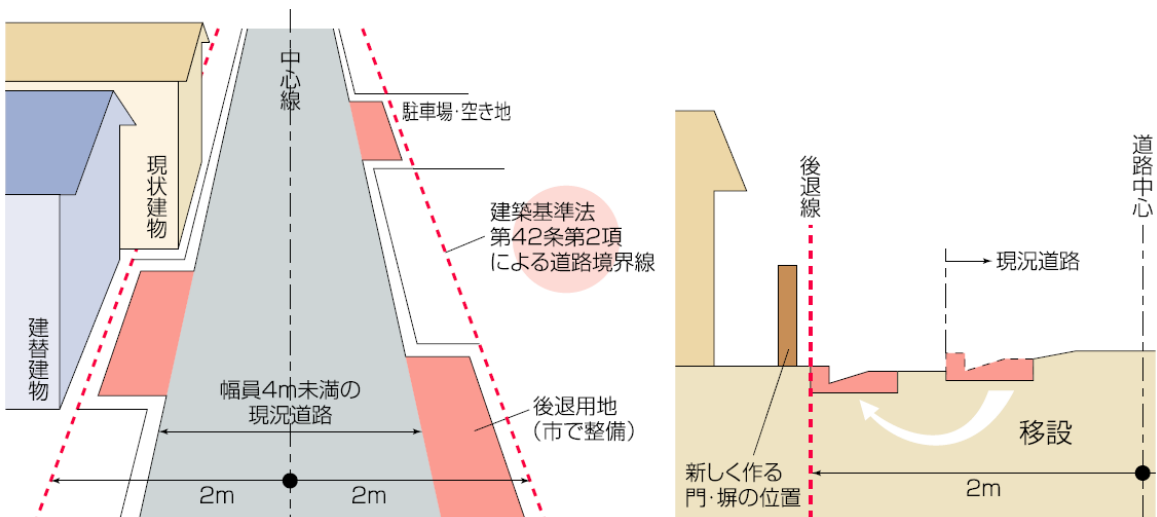
- 注) 自己管理については、後退部分の測量・分筆は求めませんが、後退用地内の除却物の撤去はすべて建築主または土地所有者の負担となります。
- 注) 助成金、報奨金は、課税対象となります。

後退用地整備は 一軒ごとに進められます

道路は一時的に凹凸した形態になりますが、道路に面したすべての敷地が後退したとき、『幅4メートルの“みち”が完成』することを目指しています。



整備方法の一例



狭あい道路整備補助金についてのご案内

狭あい道路後退用地（セットバック部分） の道路整備を補助します！

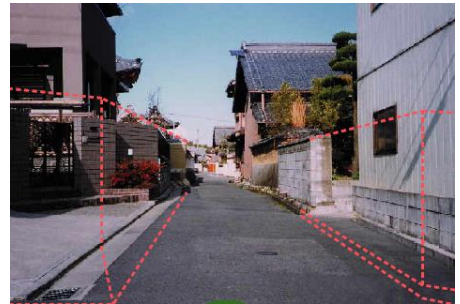
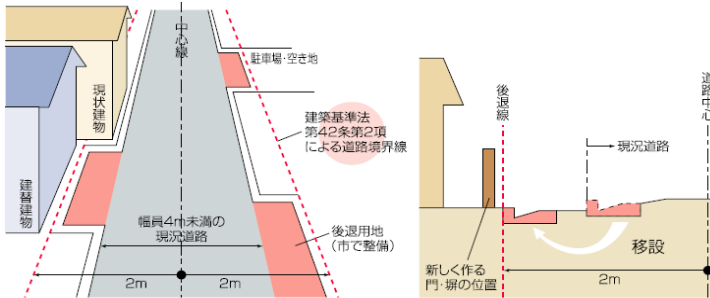
狭あい道路の後退する部分を道路として整備を行う場合、費用について補助する制度を今年度も実施します。

後退部分の道路整備を行う場合は、補助金の活用ができます。

※3月中旬ごろまでに、狭あい道路整備工事完了届の提出が必要です。

※予算がなくなり次第、終了します。（年度ごとの受付）

※申請前に市に寄付されると制度を利用できないので、ご注意ください。



◇補助対象道路◇

●建築基準法第42条第2項の規定により、特定行政庁が指定した道路

●その他市長が必要と認められた幅員4メートル未満の道路

●上記道路にかかわるすみ切り用地

※私道や一部の道路は補助対象外となりますので詳細はお問い合わせください。

※後退用地の整備完了後、**市への寄付が必要**。

※申請は、**一敷地につき1回まで**

◇補助金額◇

工種表をもとに作成した見積額
(各種処分費や経費を含む)

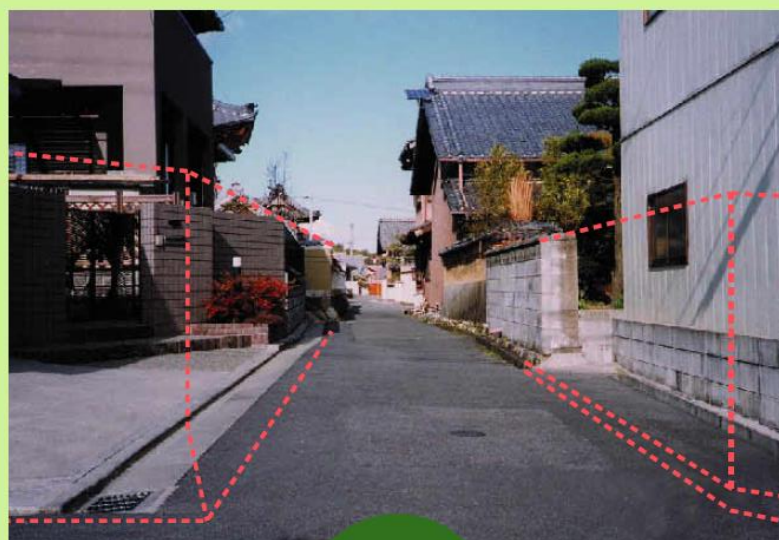
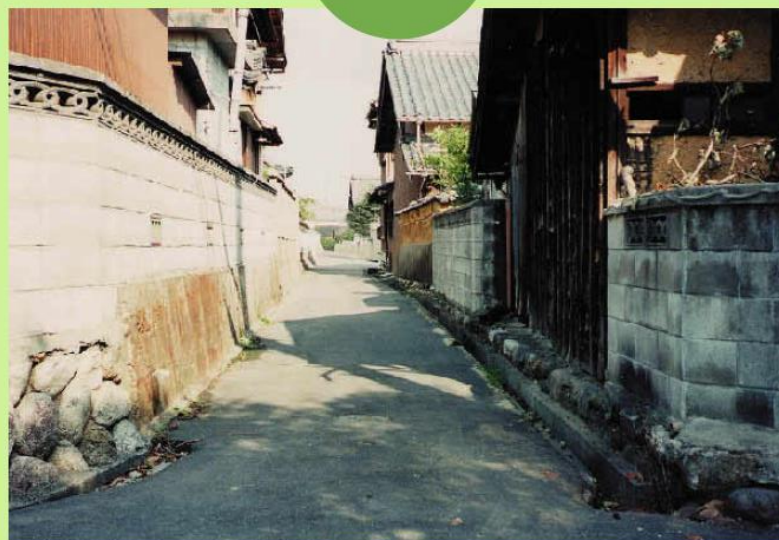
市が算出する整備工事金額
(市算出基準による)

低い金額を補助金額として決定
最大**250万円** (税込)

→詳しくは、別紙のパンフレットを参照ください

整備を進めることで 快適なまちに生まれ変わります

整備前の
まちなみ



整備後の
まちなみ

四日市市役所
都市整備部 市街地整備課 基盤整備課係
〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1-5
TEL:059-354-8289
FAX:059-354-8404
Mail: shigaichiseibi@city.yokkaichi.mie.jp